

## 8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注 要支援員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束止止め加算	注 正職務向上運営加算	注 個別機能訓練加算	注 新規性認知介入者受け入れ加算	注 医療機関連携加算	注 口腔衛生管理料加算	注 高齢者等支援加算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( - 180 単位)  要支援2 ( - 309 単位)	x 100	-18単位  -31単位	1月につき +20単位  1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位  1回につき +5単位 (6月に1回を限度)	
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	55単位	x 100							
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)  (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算)  (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)  (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)  (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 一所定単位×1000)  (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60)/1000)  (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33)/1000)  (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)(3)の90)/100)  (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)(3)の80)/100)								

※ 限度額 要支援1 5,003単位  
要支援2 10,473単位

## 9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域介護予防福祉用具貸与 料率	注 中山間地域等における小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居住する者のサービス 提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で算して得た単位)	車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位交換器 手すり スローフ 歩行補助具 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で算して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で算して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)

: 「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者のサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位交換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)